

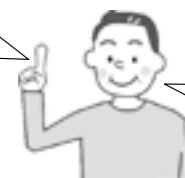
生涯学習人材バンク

生涯学習課（市役所東庁舎3階） ☎32-2118

生涯学習人材バンクは、自分の知識・技術・経験を生かしたい人を登録し、必要に応じて、地域コミュニティや町内会、各種団体などが開催する講座や講演会などで、講師や指導者として活躍してもらう制度です。「自分がこれまで学んだことを生かしたい、多くの人に伝えたい」と思う人は、ぜひ、登録してください。また、講師や指導者を探している人は、お問い合わせください。

講師として登録したい

自分の力を地域で生かしてみたい！



自分が知っていることを、子どもたちに伝えたい！

- 生涯学習課または各公民館に備え付けの登録申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入、押印し、生涯学習課へ提出してください
 - 必要に応じて、講師または指導者として活動してもらいます
- ※登録は3年ごとに更新

講師を依頼したい



子ども会で、親子レクリエーションをしたいわ。教えてくれる人は、いないかしら



健康の話や、健康体操を教えてくださいませんか

- 生涯学習課にご連絡ください。登録している講師を紹介し（市ホームページに登録者一覧があります）
- 日程や謝金などの調整は、登録者と直接行ってください

※営利・宗教・政治活動を目的とする場合は、講師登録も講師依頼もできません

登録内容

- 一般対象** 郷土史講座、陶芸指導、健康体操、筋トレ、笑いヨガ、川柳、押花、山の幸染め、着付け、国際理解、マナー講座、パフォーマンス・トレーニング、コミュニケーション・トレーニング、リハビリ・機能回復、認知症予防、遺言講座、水墨画、ポーセラーツ、初心者パソコン講座、津山の鉄道遺産、作州がすり 絨じゅう など
- 保護者対象** 育児講座、子育て心理学、ベビーマッサージ など
- 親子対象** 親子体操、昔遊び、野外活動、レクリエーション指導 など
- 子ども対象** 科学実験、読み聞かせ、昔語り、昔遊び、バルーン教室、幼児体育、子ども工作、打楽器指導 など



▲津山市子どもまつりで昔遊びを教える登録者

国民健康保険 脱退の届け出

国民健康保険課（市役所1階9番） ☎32-2071または各支所市民生活課

国民健康保険(国保)に加入している人が就職や扶養認定などで、新たに、ほかの健康保険に加入した時は、国保脱退の届け出が必要です。

脱退の届け出をしないと国保の資格は残ったままとなり、保険料が二重に掛かる場合がありますので、必ず脱退の届け出をおこなってください。

届け出に必要なもの

- ・国保の保険証
- ・新しくできた保険証
- ・世帯主の印鑑



事業主の皆さんへ 個人住民税の特別徴収

課税課 ☎32-2015

「従業員の所得税は給与から源泉徴収しているけれど、個人住民税の特別徴収はしていない」という事業主はいませんか？ 所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、地方税法の規定により従業員（納税者）の個人住民税を特別徴収することになっています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

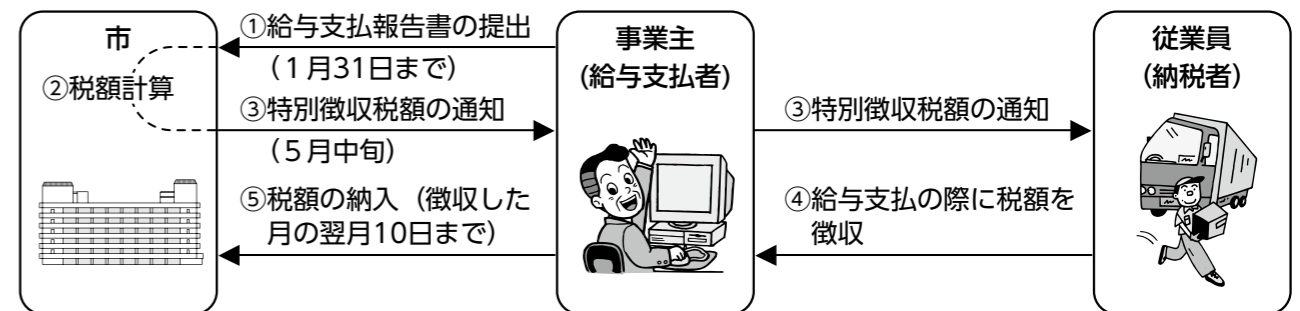
個人住民税の特別徴収とは

事業主が従業員の給与を支払う際に、個人住民税を徴収（給与から天引き）して、従業員の住む市町村に納める制度です。

特別徴収の義務

地方税法や市条例の規定により、給与を支払う事業主は、個人住民税を特別徴収する義務があります。

特別徴収の納入の流れ



Q 税額を計算しなければならないの？

A 税額は従業員ごとに市で計算して通知します。所得税のように税額を計算したり、年末調整を行ったりする手間はかかりません

Q 特別徴収を行うにはどうしたらいいの？

A 毎年1月31日までに提出する給与支払報告書（総括表）に朱書きで「特別徴収」と記入してください

年金は世代と世代の支えあい

国民年金課 ☎32-2072

公的年金制度は、年老いた時やいざという時の生活を、世代みんなで支える仕組みです。かつては、祖父母、父母、子どもと一緒に暮らし、家庭の中で高齢者などの生活を支えていましたが、現在は、核家族化や出生率の低下により、老後の生活を自分の子どもに頼ることが難しくなっています。老後の生活を安心できるものにするため、国民年金に加入して、備えましょう。

国民年金は3つの年金であなたをサポート

- 老齢基礎年金** 原則25年以上保険料を納めた人に、65歳から支給されます
 - 障害基礎年金** 年金加入者が病気やけがで障害の状態になった時、支給されます
 - 遺族基礎年金** 年金加入者が亡くなった時「子のある妻」「子」に支給されます
- ※年金の受給には、納付要件および支給要件があります

20歳になったら国民年金

国民年金の加入期間は原則20歳から60歳までです。忘れずに加入しましょう。職業などによって支払い方法が違います

種別	加入者	保険料の支払い方法
第1号被保険者	自営業、農業・漁業、学生、無職の人など	被保険者が直接支払う 保険料月額15,040円 ※保険料免除・猶予制度あり
第2号被保険者	会社員、公務員など	被保険者の給料から天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者が加入する年金制度が負担

注意

退職した時や配偶者の扶養でなくなった時は第1号被保険者になる届け出が必要です